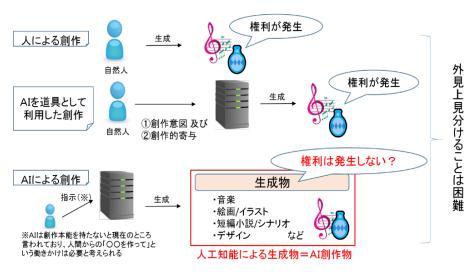
#### 本検討委員会の背景及び関係省庁の取組について

1.	これまでの検討経緯(知的財産推進計画2016の概要) ・・・・・・・・・ P.1
2.	データ利活用に関する最近の動向/環境変化、事例・・・・・・・・・・ P.4
3.	A I に関する最近の動向/環境変化、利活用事例・・・・・・・・・・ P.11
4.	第4次産業革命 (Society5.0) (データ・A   関連) に関する政府の主な検討体制・・・・P.14

平成28年10月31日 内閣府 知的財産戦略推進事務局

#### 1. これまでの検討経緯(知的財産推進計画2016の概要)

- 次世代知財システム検討委員会において、人工知能が自律的に生成した創作物(AI創作物)の知財制度上の取扱いについて整理し、検討を行った。
- 同委員会の報告書において、**AI創作物は現行の知財制度上は権利の対象とならないと整理**をした上で、あらゆるAI創作物を知財保護の対象とすることは保護過剰になる可能性がある一方で、フリーライド抑制等の 観点から一定のAI創作物について保護が必要となる可能性があると結論付けた。
- 上記報告書を踏まえ、知的財産推進計画2016において、AI創作物や3Dデータ、創作性を認めにくいデータベース等の新たな情報財について、例えば市場に提供されることで生じた価値などに注目しつつ、知財保護の必要性や在り方について、具体的な検討を行うこととされた。

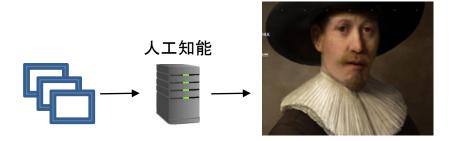


現在の知財制度上、AI創作物に権利は発生しないと考えられるものの、人による創作物とAI創作物を外見上見分けることは困難であることから、一見して「知的財産権で保護されている創作物」に見えるものが爆発的に増える可能性がある。

#### 【AI創作物の例】

#### 「The Next Rembrandt」プロジェクト

レンブラントの画風を人工知能が学習・分析し、 3Dプリンターを使って新作を描くプロジェクト



レンブラントの全作品をスキャンし、 人工知能が、レンブラントの画風や 構図などを学習

完成した レンブラント風"新作"

出典: https://www.nextrembrandt.com/

#### 参考① 知的財産推進計画2016 (平成28年5月9日 知的財産戦略本部決定) (抜粋)

- 第1. 第4次産業革命時代の知財イノベーションの推進
- 1. デジタル・ネットワーク化に対応した次世代知財システムの構築
- (1)現状と課題 (中略)
- <新たな情報財の創出に対応した知財システムの構築>

デジタル・ネットワーク技術の更なる発展により、人間が創作した情報を幅広く保護対象とする**著作権法の根底にある「創作性」という概念では 説明のできない価値ある情報が出現してきている。**例えば、人工知能から生み出される音楽や絵画、人間の動き、物の挙動といった現実世界に 起きていることを機械的に記録するビッグデータなどが想定される。

このような新たな情報財は、それを活用した新しいイノベーションや人間社会を豊かにする新しい文化を生み出す可能性を有しており、我が国としてその創出・利活用に積極的に取り組むとともに、それに必要な知財システムの在り方について検討することが必要である。(中略)

#### (人工知能によって生み出される創作物と知財制度)

(中略)現在の知財制度上、人工知能が自律的に生成した生成物は、それがコンテンツであれ技術情報であれ、権利の対象にならないというのが一般的な解釈である。しかしながら、人間の創作物とAI創作物を外見上見分けることは通常困難である。

(中略) AI 創作物のうち、著作物に該当するような情報である音楽、小説といったコンテンツは、著作権制度が無方式主義をとっているため、創作と同時に知財保護が適用され、権利のある創作物に見えるものが爆発的に増える可能性が懸念されることから、優先的に検討していくことが必要である。その際、あらゆるAI 創作物(著作物に該当するような情報)を知財保護の対象とすることは保護過剰になる可能性がある一方で、フリーライド抑制等の観点から、市場に提供されることで一定の価値(ブランド価値など)が生じたAI 創作物については、新たに知的財産として保護が必要となる可能性があり、知財保護の在り方について具体的な検討が必要である。(以下、略)

#### (3Dプリンティングと知財制度)

(中略)当面の具体的な取組として、**知的財産権によって保護されない物の3Dデータを対象に、投資保護と促進の観点から、**例えば3Dデータの制作過程において生じた付加価値に注目しつつ、**一定の価値の高い3Dデータに関する知財保護の在り方について検討を進めていくことが必要**である。

#### (ビッグデータ時代のデータベースの取扱い)

(中略)このように、様々な態様のデータベースが出てきている中、現行の著作権法では保護が難しいと考えられる「創作性が認められにくいデータベース」について、海外の動向や契約等による保護の実態等に照らしつつ、保護の要否や方法について検討を進めることが必要である。また、公的研究資金による研究成果を格納しているデータベースについては、オープンサイエンスに係る動向を踏まえつつ、オープン化と保護の在り方について、引き続き検討が必要である。

#### (2)今後取り組むべき施策 (中略)

<<新たな情報財の創出に対応した知財システムの構築>>

(人工知能によって自律的に生成される創作物・3Dデータ・ビッグデータ時代のデータベース等に対応した知財システムの検討)

・AI創作物や3Dデータ、創作性を認めにくいデータベース等の新しい情報財について、例えば市場に提供されることで生じた価値などに注目しつ つ、知財保護の必要性や在り方について、具体的な検討を行う。(短期・中期)(経済産業省、内閣府、関係府省)(以下、略)

### ſ

#### 参考② 知的財産推進計画2016工程表(平成28年5月9日 知的財産戦略本部決定)(抜粋)

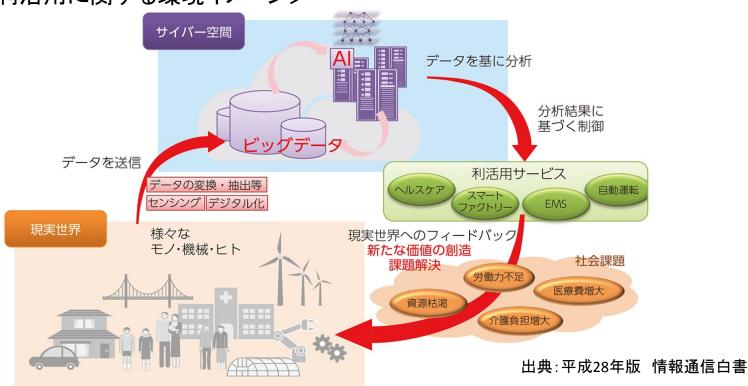
	C C C C C C C C C C C C C C C C C C C									
項目	2016 本文				短期		中期			
番号	本义 掲載 施策	項目名	施策内容	担当府省	担当府省 2016年度		2018 年度	2019 年度		
第1.	第1. 第4次産業革命時代の知財イノベーションの推進									
1-	1-1. デジタルネットワーク化に対応した次世代知財システムの構築									
		人工知能によって自	いデータベース等の新しい情報財につい て、例えば市場に提供されることで生じた 価値などに注目しつつ、知財保護の必要 性や在り方について、具体的な検討を行	経済産業省	AI創作物や3Dデータに対する産業財産 権としての保護の必要性について、調査 研究を実施。	左記の取組を踏まえ、 必要な措置を実施。				
		律的に生 成される 創作物・			データ利活用の一層の促進のため、データベースの知的財産保護の在り方と、それに対応する制度の在り方を検討。	左記の取組を踏まえ、 必要な措置を実施。				
9		3Dデータ・ ビッグデー タ時代の		内閣府	×3 /\   19		左記の実施状況を踏 まえ、必要な措置を			
		データ		関係府省						
		ハース等 に対応し た知財シ ステムの 検討	た知財シ ステムの 検討 いないAI創作物など新しい 制度の関係について、国際 起する観点から、我が国に	現行の知財制度では権利の対象となっていないAI創作物など新しい情報財と知財制度の関係について、国際的な議論を惹起する観点から、我が国における検討状況の海外発信に努める。(短期・中期)	内閣府	次世代知財システム検討委員会の報告 書の翻訳版を作成するとともに、海外出張 の機会等において情報発信を適宜実施。		)実施状 必要な措		
10		する環境を整備する必要性に鑑み、データ流通の効用に対する社会意識の醸成、企業等におけるオープンデータのような取組の一定の範囲内での促進、個人が自らの意思で本人のデータを蓄積・管理し活用するための仕組み等について検討を行う。(短期・中期)	<b>円滑なデータ流通環境の整備</b> に向け、 データの取得・提供に関する風評リスクと その解決方法について参考となるユース ケースの収集・分析や、個人が自らの意		この実施状況を踏 、必要な措置を					
	0		関係府省	思で本人のデータを蓄積・管理、活用するための仕組みの在り方等について、技術面、制度面の動向等を踏まえつつ検討。	実施。					
			れる可能性が懸念されるプラットフォーマーなどオンライン関連事業について、競	委員会 経済産業	・オンライン関連事業者に関する <b>共同ヒアリ</b> <b>ング調査を実施。</b>					

#### 2. データ利活用に関する最近の動向/環境変化

#### 【ブロードバンドの普及、IoT、クラウド利用の進展等】

- ブロードバンドネットワークの整備、スマートフォンやセンサ等IoT機器の小型化・低コスト化によるIoTの進展により、**膨大なデータ(ビッグデータ)を効率的に収集・共有できる環境**が実現。
- 膨大な計算処理能力を備えていない機器であっても、クラウド上で計算を行うことが可能となり、計算環境が進化。さらに、中央集権的な管理が不要なため低コストで信頼性を担保することができる「ブロックチェーン」 (分散型台帳)の技術の利活用なども進展。
- 改正個人情報保護法(平成27年9月3日成立・同月9日公布)、同法に基づくガイドライン等により、適切に匿名加工する前提で、個人情報を含むデータ利活用に関する一定の**法的な基盤が整備**されつつある。
- ⇒ 一方で、**データが死蔵されて十分な利活用がなされているとは言えない**との指摘がある。

#### <データ利活用に関する環境イメージ>



#### (参考)改正個人情報保護法の概要

- ・個人情報保護法は、個人の権利利益保護と個人情報の有用性のバランスを図るため、個人情報を取り扱う事業者の取得・利用・提供等個人情報に関する一切の行為について遵守すべき義務及び行政の監督権限を定めること等により、個人情報の適正な取扱いを確保するもの。
- ·ビッグデータの利活用の推進等のため、平成27年9月に改正法が成立(平成29年春頃施行予定)。

#### 主な内容と改正のポイント

- 1. 定義
- (1)「個人情報」
  - ・特定の個人を識別することができる情報(他の情報と容易に照合することで特定の個人を識別することができるものを含む。)
  - ・利活用に資するグレーゾーン解消のため、個人情報の定義に身体的特徴等が対象となることを明確化。【改正】
- (2)「要配慮個人情報」【改正】
  - ・本人の人種、信条、病歴等本人に対する不当な差別又は偏見が生じる可能性のある個人情報
  - ・取得について、原則として本人同意を得ることを義務化。
- 2. 個人情報の取扱いに関する規律
- (1)個人情報は、利用目的を定めて、その範囲内で利用すること どのような目的で個人情報を利用するのかについて、具体的に特定しなければならない。また、特定した目的は、本人に通知、又は公表することが必要。
- (2)情報の漏えい等が生じないように安全に管理すること 紙の顧客台帳はカギのかかる引き出しで保管したり、パソコン上の顧客台帳にはパスワードを設定したりする等の安全管理のための措置をとる ことが必要。
- (3)個人情報を本人以外の第三者に渡すときは、原則として、あらかじめ本人の同意を得ること
  - ・例外として、法令に基づく場合、人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合等には、本人の同意を得る必要なし。
  - ・個人データの第三者提供に係る確認・記録作成等を義務化。【改正】
- (4)本人からの請求に応じて、個人情報を開示、訂正、利用停止等すること
- (5)個人情報の取扱いに関する苦情にきちんと対応すること
- 3. 匿名加工情報(特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報)を新設【改正】

目的外利用や第三者提供を行う際に求められる本人の同意を不要とし、個人情報の有用性(利活用)を確保。

4. 監督

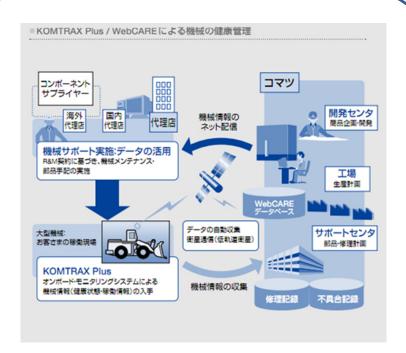
個人情報保護委員会を設置し、個人情報取扱事業者に対する監督権限を各分野の主務大臣から委員会に一元化。【改正】

#### (参考) データ利活用事例① (機械管理、スマートドライブ)

#### 【機械管理】

● 鉱山向け大型機械の管理システムにおいて、リアルタイムに車両・稼働情報を把握、現場へ配信し、**修理コスト低減や稼働率向上**を実現。

#### <イメージ>



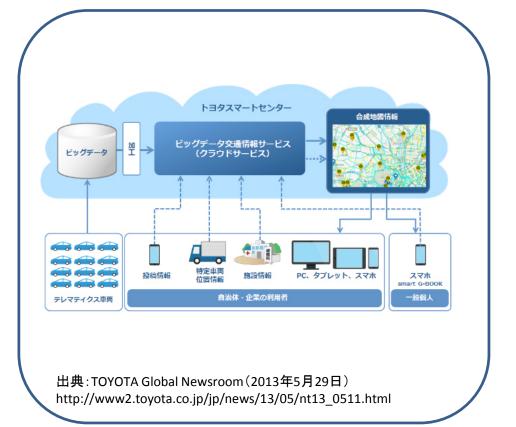
出典:コマツホームページ

http://www.komatsu.co.jp/CompanyInfo/profile/product\_supports/

#### 【スマートドライブ】

● 車両の位置や速度、走行状況などのビッグデータを基に交通情報や統計データなどを加工・管理し、交通流改善や地図情報の提供、防災対策などに活用。

#### <イメージ>



#### (参考) データ利活用事例②(農業、ヘルスケア)

#### 【農業】

● 農場に設置したセンサから温湿度や日射量、土 壌内の温度や水分量、CO2などのデータを収集、 管理し、**栽培指導や農作業の品質管理・効率 化**に活用。

#### 【ヘルスケア】

● 肌着として着用することで、姿勢、消費カロリー、 心拍などを計測、管理し、**姿勢改善や肩こり予 防のアドバイス提供**など健康増進に活用。

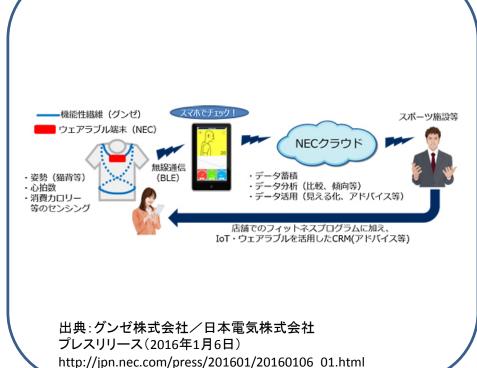
#### <イメージ>



出典:PSソリューションズ株式会社/株式会社日立製作所ニュースリリース(2015年10月7日)

http://www.hitachi.co.jp/New/cnews/month/2015/10/1007.html

#### **<イメージ>**



#### (参考) データ利活用事例③(医療、金融)

#### 【医療】

● 複数の医療機関が電子カルテや医用画像などの診療情報を共有し、医療機関間の連携を強化。

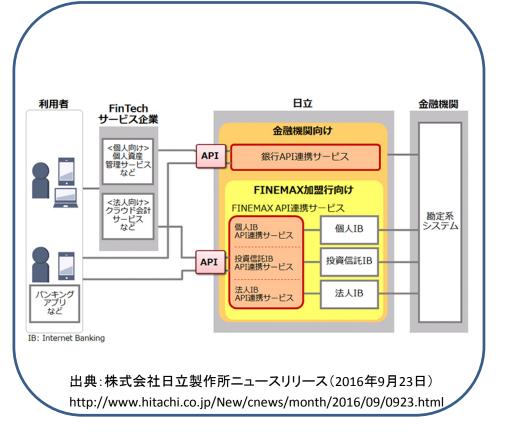
#### 【金融】

● 個人資産管理サービスなどにおいて、ネットバンキングの契約者IDにひもづく各種預金などの複数の口座情報の参照・管理を可能化。

#### <イメージ>



#### <イメージ>



#### (参考) データ利活用事例4 (スマート工場)

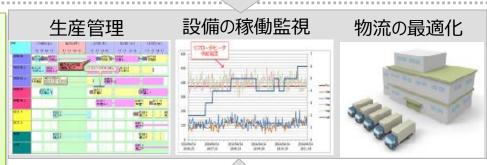
#### (IoT推進コンソーシアム テストベッド実証事業)

変化の早い市場ニーズ

#### 【スマート工場】

- 我が国製造業が、生産現場の状況を見える化し、変化の早い市場ニーズに柔軟な対応を行えるような基盤整備を行う。
- 具体的には、それぞれ形式の異なる生産機械や設備の稼働情報を、生産管理や品質管理等に反映し、最適な生産や在庫、物流等に対応させるためのデータ伝達の共通フォーマットを作成する。
- また、現場情報をITアプリケーションにつなげる ために、中堅、中小企業も利用可能なデータ活 用ツールの普及を図る。
- こうした取り組みを<u>率先して実証する工場を支</u>援する。





高度なインテグレーションなしにデータの一元管理が可能に



ロボットや工作機械、コントローラーなど 生産現場の各種機械からデータを収集



ビジネス全体

の最適化





出典:経済産業省提供資料

#### (参考)主なデータ利活用例のイメージと想定される課題の例 知的財産戦略推進事務局が作成

産業	利活用例のイメージ 収集媒体 収集データ 主な課題の例		個人情報 関係	対象特 定	主な関係法令等		
製造業	スマート工場による生産 性向上やコスト削減等の ためのデータ収集	工作機械 産業ロボット センサ等	機能状況 (異常検知 等) 環境情報等	・機械の所有者(リース元等) との法律関係	なし	0	民法 (事業者間の契約)
農業	農業の生産性向上のた めの気象データ等の観測	IoT環境セン サ(温度計、 湿度計等)	温度、湿度, 照度等の環 境データ 生育データ等	・センサ設置場所の所有者 (農家等)との法律関係	なし	0	民法 (事業者・農家間の契 約)
金融保険業	自動車損害保険における 最適な保険商品提供の ためのデータ収集	自動車、車載センサ等	走行データ (速度、ルー ト)等	・専用機器を取り付けて、走行することに同意した者との法律関係	△(※事業者 と協力者(個 人)間の契 約の場合は 以下と同様)	0	民法 (事業者間、事業者と 協力者(個人)間の契 約)
健康産 業(ヘル スケア)	ヘルスケアサービスのた めの体調データ収集	ウエアラブル 機器	歩数、活動量、 脈拍、体温等	<ul><li>・サービス契約の際の利用目的、第三者提供等の条件</li><li>・診療情報、投薬情報や、要配慮個人情報(病歴等)との関係</li></ul>		0	個人情報保護法 民法 (事業者・消費者間の 契約(サービス約款等 を含む)) 消費者契約法等 △(特 定多
サービス	スマートハウス(省エネ、 見守り)における家電制 御のためのデータ収集	センサ付家電	家電の使用 データ、消費 電力データ等	・サービス契約の際の利用目 的、第三者提供等の条件	○(※目的の 明示、第三 者提供の際	0	
広告宣 伝·小 売·観光	広告宣伝・小売・観光等 における、嗜好・需要に 合わせた最適なサービス 提供のためのデータ収集	ICカード スマートフォ ン等	購買データ、 位置情報等	四、另二有证供寺の余件	の同意等が必要)	△(特 定多 数)	
自動運転関連	自動運転のための、公道 での撮影データ収集	カメラ	画像データ等	・不特定多数の個人情報(顔 画像等)や、著作物の画像 が含まれてしまう可能性		不特定 多数	個人情報保護法 著作権法 <sub>10</sub>

#### 3. AIに関する最近の動向/環境変化

#### 【AIの進化】

**従来**の機械学習では、精度を左右する特徴量の設計を人間が行う必要があった。 これに対し、新しい機械学習方法である「**ディープラーニング(深層学習)**」では、入力されたデータをもとに、 **コンピュータが自ら特徴量を導き出すことができる。**ディープラーニングのように学習に使う特徴量を自力で獲 得することができる画期的な人工知能アルゴリズムの登場、データ量の増大、コンピュータの計算性能向上など により、技術開発のスピードが加速している。

従来の機械学習:人が特徴量を設定

ディープラーニング:機械が特徴量を設定

#### 学習用データセット

①学習用のデータを用意 (猫、犬、馬等のタグを画像につける)





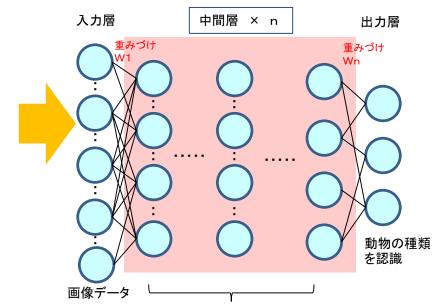






#### 機械学習

②画像判別モデルを作成(教師あり学習)



動物を構成する断片、エッジ等を認識

→・・・→目、耳を認識 →・・・→顔、体を認識

#### 学習済みモデル

③未知の画像を学習済みモ デルに投入





4 犬の画像と判定 ・猫の確率:25% ・犬の確率:65% ・馬の確率:10%

※画像判定の例

#### (参考) AIを用いたデータ利活用イメージ

#### 生データ













センサから取得したデータ

材料物性データ・材料構造データ

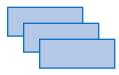
入力データ

画像データ

クラウドデータ(SNSデータ等)

選択•加工

#### 学習用データセット













データ解析・規則性の発見



- ・教師あり学習
- ・教師なし学習
- •強化学習





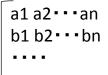
制御・サービス



装置等の制御 判断・提案等のサービス



学習済みモデル



特徴量とネットワーク構造を表す データ・数式



#### AI創作物



出典: https://www.nextrembrandt.com/

#### (参考) AI(ディープラーニング)に関する利活用事例

産業分野	用途•目的	使用するデータ	概要
製造業	製品の異常検知	画像データやセンサデータ等	正しい製品の画像データ等をディープラーニングすることで、製品の異常検 知を行う。
製造業	スマートピッキングロボット	画像データ等	ロボットが物体のピッキング位置を学習し、安定して取り出すことのできるピッキング位置を推定し、ピッキングをする。
金融業	トレーダーの意思決定の代替	過去の取引データ、為替データ等	トレーダーの過去の取引データ等を ディープラーニングすることで、似たような相場が現れた際に売買を行う。
金融業	市場予測	市場価格、出来高、マクロ経済データ、企業会計文書等	各データの相関関係等から市場の変 化を予測する。
金融業	投資判断	市場データ、その他の画像データ等	市場に織り込まれていないデータと市場データの相関を解析し、投資判断に役立てる。
医療	ガンの診断	CT画像等	CT画像等をディープラーニングすることにより、ガンか否かの判定を行う。
コンテンツ産業	音楽の自動生成	楽曲データ (MIDIや音の波形データ)	楽曲データをディープラーニングする ことにより、例えば特定のジャンルや アーティスト風の楽曲を自動生成する ことができる。

#### 4. 第4次産業革命(Society5.0)(データ・AI関連)に関する政府の主な検討体制

#### 日本経済再生本部

(未来投資会議/構造改革徹底推進会合)

・構造改革の総ざらいを行い、人工知能、IoTなど の技術革新の社会実装、産業構造改革を促す

#### 知的財産戦略本部

(検証・評価・企画委員会に新たな検討会を設置)

・人工知能・データ等新たな情報財の保護・利活 用の在り方について、著作権・産業財産権・そ の他の知的財産全てを視野に入れて検討

#### IT戦略本部 (データ流通環境整備検討会)

・情報銀行を含め、ITを活用した円滑なデータ流通・利活用環境の整備

#### 総務省

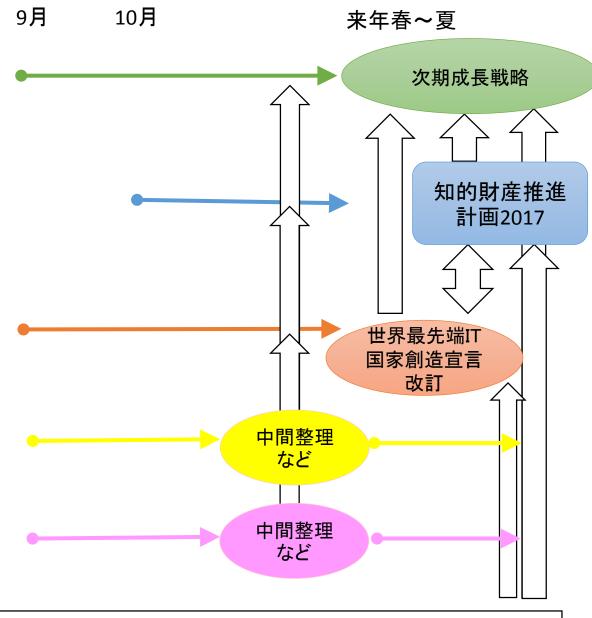
(情報通信審議会)

・IoT/ビッグデータ時代を見据えた、データ利活 用促進モデル等について検討

#### 経済産業省

(産業構造審議会/第四次産業革命を視野に入れ た知財システムの在り方に関する検討会)

・人工知能やIoTの活用により増加するデータや関連技術に対応した知財制度・運用の在り方など



○ その他、人工知能技術戦略会議、総合科学技術・イノベーション会議「システム基盤技術検討会」、「人工知能と人間社会に関する 懇談会」等においても検討中(※詳細は別紙)

#### (別紙1) 第4次産業革命に関する審議会等での検討状況一覧

公表資料、聞き取りを基に知的財産戦略推進事務局が作成。(※青塗部分は知的財産推進計画2016工程表を踏まえた取組)

公表質料、聞き取りを基に知的財産戦略推進事務局が作成。(※育塗部分は知的財産推進計画2016工程表を踏まえた期						
名称	担当省庁	主なテーマ	開催状況	今後の予定		
知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会「第4次産業 革命時代における新たな情報財検討 委員会」(仮称)	内閣府 知的財産戦略 推進事務局	・人工知能・データ等新たな情報財の保護・利活用の在り方について、著作権・産業財産権・その他の知的財産全てを視野に入れて検討	2016年10月 下旬~	2017年3月とりまとめ 2017年年央 知的財産 推進計画とりまとめ		
日本経済再生本部 未来投資会議 構造改革徹底推進会合	· 内閣官房 日本経済再生 総合事務局	<ul><li>・人工知能、IoTなどの技術革新の社会 実装、産業構造改革</li><li>・技術革新を社会実装するための障害 の除去等</li></ul>	2016年9月 12日~	2016年9月〜分野別議 論 2017年年央 成長戦略と りまとめ		
高度情報通信ネットワーク社会推進 戦略本部(IT戦略本部) データ流通環境整備検討会 ・AI、IoT時代におけるデータ活用 WG ・オープンデータWG	· 内閣官房 情報通信技術 総合戦略室	・情報銀行を含め、ITを活用した円滑な データ流通・利活用環境の整備	2016年9月 16日~	2017年3月とりまとめ 2017年年央 IT戦略とり まとめ		
健康·医療戦略推進本部 次世代医療ICT基盤協議会	内閣官房 健康·医療戦略 室	・医療等分野でのデータのデジタル化・ 標準化の推進 ・民間ヘルスケアビジネス等による医療 等分野のデータ利活用の環境整備	2015年1月 21日~	2017年3月 「医療等分野データ利活用プログラム」 改訂予定		
産業構造審議会 新産業構造部会 知的財産分科会 商務流通情報分科会	経済産業省	<ul><li>・データ流通市場の創成</li><li>・知的財産政策</li></ul>	2015年9月 17日~	今後、「新産業構造ビ ジョン」最終とりまとめ		
分散戦略ワーキンググループ	商務情報政 策局	·IoTがもたらす新たな課題の検討 ·個人起点の分散型データ流通構造実 現のための技術・仕組み等の整理	2016年3月 28日~	2016年11月中間とりまとめ		
情報通信審議会 情報通信政策部会 IoT政策委員会	総務省	<ul><li>・IoT/ビッグデータ時代を見据えた、</li><li>データ利活用促進モデル等について 検討</li></ul>	2015年9月 25日~	2016年9月~IoTに関す る基本戦略、人材育成 策の検討 2017年5月とりまとめ		

#### (別紙2)第4次産業革命に関する懇談会等での検討状況一覧

公表資料、聞き取りを基に知的財産戦略推進事務局が作成。(※青塗部分は知的財産推進計画2016工程表を踏まえた取組)

名称	担当省庁等	主なテーマ	開催状況	今後の予定
第四次産業革命を視野に入れ た知財システムの在り方に関す る検討会	経済産業省 経済産業政策局 産業技術環境局 特許庁	<ul> <li>・新産業構造ビジョンの有力分野(自動車、ロボット、医療介護等)における課題への対応</li> <li>・人工知能やIoTの活用により増加するデータや関連技術に対応した知財制度・運用の在り方など</li> <li>・パテントトロール等への対応</li> <li>・戦略的な国際標準化</li> </ul>	2016年10月 ~	2016年度内 中間整理とりま とめ ※ 産業構造審議会新産業 構造部会、特許制度小委 員会での議論に反映。
第四次産業革命に向けた横断 的制度研究会	経済産業省 経済産業政策局	・デジタル市場の特徴 ・海外における制度的な対応の動向 ・横断的制度(競争政策、データ利活用・保 護及び知的財産)の現状と課題	2016年1月 15日~	2016年9月15日 報告書公表
人工知能と人間社会に関する懇 談会	内閣府 政策統括官(科学技術・ イノベーション担当)	・倫理、法、制度、経済、社会的影響など幅 広い観点から、人工知能が進展する未来 の社会を見据え、人工知能と人間社会の 関わりについて検討	2016年5月 30日~	2016年12月とりまとめ
人工知能技術戦略会議	総務省 文部科学省 経済産業省	・人工知能の研究開発目標と産業化のロードマップを、本年度中に策定する。(平成28年4月12日第5回「未来投資に向けた官民対話」安倍総理発言より抜粋)	2016年4月 18日~	年度内に、研究開発目標と 産業化ロードマップを策定
総合科学技術・イノベーション会議 システム基盤技術検討会	内閣府 政策統括官(科学技術・ イノベーション担当)	・システム間の連携協調を図り、新たな価値 を創出する。さらに、新たな価値・サービス 創出の基となるデータベースを整備すると ともに、基盤技術(AI等)の強化する。	2015年1月 13日~	科学技術イノベーション 総 合戦略2017に反映
AIネットワーク社会推進会議	総務省 情報通信政策研究所	・社会全体におけるAIネットワーク化の推進 に向けた社会的・経済的・倫理的・法的課 題を総合的に検討する。	2016年10月 31日~	「AI開発ガイドライン」(仮称) の策定に向けた国際的な議 論の用に供すべき素案等の 検討

第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する検討会について

平成28年10月経済産業省

## 1. 開催趣旨

方について、早急に検討を行う。 知財戦略(標準化戦略等を含む。以下同じ。)とそれを支える知財制度・運用の在り 財が次々と生み出されることになる。こうした経済社会情勢に対応する企業の経営・ 加工・処理する関連技術が急速に発達する第四次産業革命の下では、新たな情報 人工知能やIoTの活用によって、利活用可能なデータが増加するとともに、それを

討に当たっては、個別産業分野ごとの将来像や課題を視野に入れる。 知財戦略は複雑化し、知財制度・運用に期待される役割も多様化するため、上記検 また、第四次産業革命に伴う産業構造の変革によって、企業に求められる経営・

産業構造部会や特許制度小委員会での議論に反映させていく。 又は産業分野横断的な視点から検討を行った上で、その結果を産業構造審議会新 る検討会」においては、新たな知財制度・運用の在り方について、個別産業分野ごと こうした観点から「第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関す

### 2. テーマ

- ①新産業構造ビジョンの有力分野における課題
- ②個別分野での議論等から導かれる産業分野横断的な課題への対応(例示)
- ーデータの利活用促進に向けた制度の検討
- 産業構造の変化に対応した知財システムの在り方の検討
- 一第四次産業革命における戦略的な国際標準化の推進

# 3. 検討会及び配付資料等の公開について

- ・本検討会は、原則、非公開とする。
- 議事内容については、各委員に守秘を求める。(ただし、 公開情報を除く。)
- 議事概要は、事務局が作成し発言者に確認した上で原則として公開する。
- 配付資料の扱いは、 事務局が座長及び資料提出者と相談して対応を決定する。

# 4. 今後の進め方イメージ

H28年 10月 検討会設置 (第1回開催)

↓ (※月二回程度開催)

H28年 12月 論点整理

H29年 3月末 中間整理とりまとめ

# 第4次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する検討会 委員名簿

君嶋 祐子 慶應義塾大学法学部教授

後藤 晃 東京大学名誉教授

近藤 健治 卜3岁自動車株式会社 知的財産部長

囄原 争今 ファナック株式会社常務理事 ロボット事業本部 技監

鮫島 正洋 内田·鮫島法律事務所代表弁護士·弁理士

杉村 純子 プロメテ国際特許事務所代表弁理士

発木 思 オリンパス株式会社 技術開発部門 知的財産本部 知的財産企画部

戦略推進担当部長

芹沢 回稅 日本電気株式会社 技術イノベーション戦略本部主席主幹 兼

知的財産本部長代理 兼 標準化推進部長

愁也 株式会社サイバー創研 知的財産事業部門 主幹コンサルタント

野東 無一 キヤノン株式会社 常務執行役員·知的財產法務本部長

西西 增之 法政大学デザイン工学部システムデザイン学科教授

座長代理 计核 三好 東京理科大学大学院イノベーション研究科教授

御供 後元 ンニ -株式会社 執行役員コーポレートエグゼクティブ 中長期事業

開発担当 知的財産担当

三好 豊 森・濱田松本法律事務所弁護士

森 亮二 英知法律事務所弁護士

座長 渡部 東京大学政策ビジョン研究センター教授

(五十音順、敬称略)